

受刑者処遇に関する勉強会 第3回全体会議報告

2003年11月18日、法務省の「受刑者処遇に関する勉強会」第3回全体会議が開催された。

15回のWGで第一階層は終了

当勉強会は、法務省矯正局の呼びかけにより2000年6月5日、日弁連と矯正局との間で第一階層として受刑者処遇について広く自由に意見交換をなし、第二階層では具体的な法改正を視野に協議するとの趣旨で発足した。

この間、同年7月19日のワーキンググループ(以下WG)第1回に始まり、2003年6月9日まで延べ15回にわたりWGを開催し、所定の分野について第一階層の協議を終え(詳細は左の一覧のとおり)、第3回全体会議が開催されたものである。

当勉強会の趣旨からすると、第二階層の協議に移行する段階に至ったわけである。しかし他方、昨春から法務大臣の諮問機関である行刑改革会議が行刑全般の改革に向けて精力的に作業を進めており、この12月中に答申を出す予定となっていた。第3回全体会議においては当勉強会の存在意義、今後の作業内容をどう考えるかが焦点



15回にわたるWGを終え、議事録を横田矯正局長、市川副会長へ提出

引き続き協議の場を要望

第3回全体会議では、冒頭に横田尤孝矯正局長と市川茂樹日弁連副会長が挨拶をした。

市川副会長は、「法改正に向けて今春設置した行刑改革会議に年内の答申を求め、来春以降、法案づくりに着手する」という状況にあります。このことは、勉強会の主管が矯正局、行刑改革会議と答申の取り扱いが官房という違いをこえて、日弁連と法務省がより良き法案を旨として協議する場と機会を確保しているといえます。それを勉強会の第二階層と呼ぶかどうかはともかく、この勉強会の成果を生かした協議の場が設定されることを望みます」と、勉強会の今後について日弁連側の見解を述べた。

勉強会の今後

今後については、市川副会長の挨拶中に日弁連の意見は表明されており、矯正局の姿勢が注目された。しかし、行刑改革会議の答申がまだ出ていない段階であり、かつ答申後の具体的な作業内容、所管も不透明であること、法案を法制審議会にかけるか否かも未定であることなどから、勉強会の今後について明確な方針を得るには至らなかった。

日弁連委員からは、答申を受けて法案化作業に着手することになるが、いつの間にか法案ができあがるという事態は避けるべきであり、法案化作業については透明性を確保し、折々、当勉強会にて検討する機会を保障してほしい旨の意見を述べた。矯正局からは確たる返答はなかったが、当勉強会の運営委員会は存置されているので、その場で協議を重ねることが提案され合意した。

(八重樫和裕)

日付	テーマ
第1回全体会議 2000年6月5日	(勉強会発足)
第1回WG 2000年7月19日	刑務作業
第2回WG 2000年9月19日	刑務作業
第3回WG 2000年11月22日	刑務作業
第2回全体会議 2001年3月9日	英国及びドイツにおける行刑施設等視察の結果報告
第4回WG 2001年3月9日	刑務作業
第5回WG 2001年5月18日	教育
第6回WG 2001年7月17日	分類
第7回WG 2001年9月10日	受刑者の外部交通
第8回WG 2001年11月13日	差し入れ・宅下げ
第9回WG 2002年3月14日	未決の外部交通
第10回WG 2002年5月20日	図書等閲覧
第11回WG 2002年7月8日	保健衛生・医療
第12回WG 2002年10月3日	規律及び秩序の維持
第13回WG 2002年12月4日	名古屋刑務所
第14回WG 2003年2月14日	未決の取り調べ
第15回WG 2003年6月9日	職員

日弁連は、2003年9月の理事会で、行刑改革に関する三つの提言を採択して、行刑改革会議に提出した。

本提言は、行刑改革会議の議論の中に、日弁連の従前からの主張を反映させることを企図したもので、第三者機関に関する6月の提言と、刑務所医療に関する7月の提言に続くものである(提言の全文は日弁連ホームページを参照されたい)。

9月の提言は、行刑改革会議の分科会の分担に対応し、三部に分かれている。それぞれの概容は次のとおりである。

1 刑罰・処遇の在り方と被収容者の法的地位に関するもの(第一分科会対応)

刑罰の在り方を見直し、画一的な8時間作業の実施にとらわ

れず、柔軟に職業訓練や教育を実施できるようにすべきである。現行の画一的な累進処遇制度を見直し柔軟で多彩な処遇のメニューを用意し、あわせて処遇困難者に対する対応を充実すべきである。賃金制を導入し、社会保険も導入すべきである。仮釈放をより広く認めるよう制度の運用を見直すこと。

行刑改革会議への提言

被収容者の法的地位と職員の職務権限を明確にし、懲罰の要件等を明確化すべきである。厳正独居、革手錠は廃止すべきである。規律については法律上明確な基準を設けるべきである。

2 「市民参加による社会に開かれた刑務所」への改革を求めたもの(第二分科会対応)

刑務所運営の透明性を確保し、折々、当勉強会にて検討する機会を保障してほしい旨の意見を述べた。

刑務所職員と刑務所新設に関するもの(第三分科会対応)

刑務所職員に対し、人権意識の改革のために人権教育を行うべきである。刑務所職員の増員をはかり、職員労働環境を改善し、あわせて刑務所職員の団結を保障し、階級制度と専門官制度を調和させるべきである。

3 刑務所職員と刑務所新設に関するもの(第三分科会対応)

刑務所は、当面ある程度増設すべきであるが、過剰収用問題の解決には、むしろ被拘禁者数の抑制政策を採るべきである。刑務所運営そのものの民営化には反対で、PFI方式の導入にも慎重な検討が必要である。非権力部門の外部委託には賛成する。(野村 憲弘)

「社会に開かれた刑務所を目指して」

連続シンポジウムを開催

日弁連では9月から12月にかけて3回連続で「社会に開かれた刑務所をめざして」を開催し、行刑改革会議に向けて第三者機関の設置と刑務所運営の透明性確保を強く訴えた。

◎第一回「徹底討論 日本の刑務所が変わる！」(9月29日)

田原裕之会員による基調報告、名古屋刑務所事件被害者の特別報告に続き、石塚伸一教授(龍谷大学)、藤森研氏(朝日新聞編集委員)、山田延廣(広島)、山花郁夫氏(衆議院議員・民主党)によるパネルディスカッションを行った。名古屋刑務所を教訓にして、刑務所をどのように社会に開かれたものに変えていくかが熱心に議論された(日弁連新聞358号既報のとおり)。参加者は約150名。



ドイツの施設審議会について講演するハンス・アルブレヒト教授

◎第二回「拘禁施設における国際的査察機関の役割と刑務所医療の改革について」(10月20日)

国連拷問禁止委員会のオレ・ヴェテール・ラスムセン氏の講演を受けた。ヨーロッパ拷問防止委員会の委員も兼ねる同氏が、ヨーロッパ各国の刑務所を査察した経験を講演した(日弁連新聞358号)

ドイツの施設審議会は、1848年の刑務所監視委員会に淵源を持つ古い制度であるが、1977年の行刑法において法的な枠組みを与えられた。審議会には、①受刑者を社会に統合していく、②受刑者の相談に応ずる、③刑務所運営に対するコントロール、④刑務所内の情報を公開していくという

4つの機能があるといわれる。委員は、州議会の代表、労使の代表などからなり、任期は4〜5年と比較的長い。再任は一度までである。委員は、施設に立ち入り、受刑者と自由に話ができる。受刑者のプライバシーに属する事項については守秘義務が課される。審議会の機能は司法的なものではなく、受刑者と当局の間で立ってその調整的な役割が期待されている。ドイツには、行刑法による内部的な不服申立制度と並んで、各裁判所に行刑裁判部が設置され、当局の措置について不服申立を受け付けている。行刑改革会議の提言によって、日本にも刑務施設視察委員会が設置されることとなった。この提言はドイツとイギリスの制度を下敷きとしている。アルブレヒト教授の報告は、わが国における具体的制度設計のうえで貴重な情報を提供するものだった。(海渡 雄一)